（各事業年度に係る決算書類）

**第百七条**　（略）

２　法第四十条第二項の規定により作成すべき各事業年度に係る財産目録又は計算書類（同項に規定する計算書類をいう。以下同じ。）及びその附属明細書（以下「計算書類等」という。）並びに法第八十四条の三第一項の規定により作成すべき各事業年度に係る決算書類（事業報告を除く。）は、当該事業年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

（純資産の部の区分）

**第百十三条**　（略）

２　組合員資本に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、第二号及び第六号に掲げる項目は、控除項目とする。

一・二　（略）

（削る。）

三　資本準備金（法第五十五条第三項（法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）の資本準備金をいう。以下同じ。）

四　再評価積立金（資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）第百二条の規定に基づき積み立てたものをいう。第二百十六条の二の四第三項第二号ロにおいて同じ。）

五　（略）

六　処分未済持分（出資組合が法第五十八条第二項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき取得した当該組合員又は会員の持分であって処分していないものをいう。以下同じ。）

３　（略）

４　利益剰余金に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

一　利益準備金（法第五十五条第一項（法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）の利益準備金をいう。以下同じ。）

二　（略）

５～８　（略）

（外部出資の表示）

**第百十八条**　外部出資は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

一　系統出資（他の組合及び農林中央金庫への出資による持分その他これに準ずるものをいう。以下同じ。）

二・三　（略）

（貸借対照表の表示様式）

**第百二十一条**　次の各号に掲げる組合の貸借対照表の表示方法は、第百九条から前条までの規定によるほか、当該各号に定める様式の定めるところによる。

一　信用事業実施組合又は共済事業実施組合である漁業協同組合及び水産加工業協同組合　別紙様式第二号㈠

二　経済事業実施組合である漁業協同組合及び水産加工業協同組合　別紙様式第三号㈠

三　信用事業実施組合である漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会　別紙様式第四号㈠

（各事業年度に係る決算書類）

**第百七条**　（略）

２　法第四十条第二項の規定により作成すべき各事業年度に係る決算書類（事業報告及びその附属明細書を除く。）及び法第八十四条の三の規定により作成すべき事業報告等（事業報告を除く。）は、当該事業年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

（純資産の部の区分）

**第百十三条**　（略）

２　組合員資本に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、第二号及び第七号に掲げる項目は、控除項目とする。

一・二　（略）

三　回転出資金（法第十九条の二第二項（法第九十二条第二項、第九十六条第二項、第百条第二項及び第百条の八第二項において準用する場合を含む。）に規定する回転出資金をいう。以下同じ。）

四　資本準備金（法第五十五条第三項（法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）の資本準備金をいう。以下同じ。）

五　再評価積立金（資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）第百二条の規定に基づき積み立てたものをいう。）

六　（略）

七　処分未済持分（出資組合が法第五十八条第二項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき取得した当該組合員又は会員の持分であって処分していないものをいう。以下同じ。）

３　（略）

４　利益剰余金に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

一　利益準備金（法第五十五条第一項（法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）の利益準備金をいう。以下同じ。）

二　（略）

５～８　（略）

（外部出資の表示）

**第百十八条**　外部出資は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

一　系統出資（他の組合及び農林中央金庫への出資（回転出資金を含む。）による持分その他これに準ずるものをいう。以下同じ。）

二・三　（略）

（貸借対照表の表示様式）

**第百二十一条**　次の各号に掲げる組合の貸借対照表の表示方法は、第百九条から前条までの規定によるほか、当該各号に定める様式の定めるところによる。

一　信用事業実施組合又は共済事業実施組合である漁業協同組合及び水産加工業協同組合　別紙様式第一号㈠

二　経済事業実施組合である漁業協同組合及び水産加工業協同組合　別紙様式第二号㈠

三　信用事業実施組合である漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会　別紙様式第三号㈠